

# 私のまちの 自転車等駐車場



附置義務制度のあらまし

松山市

## 附置義務とは？

「指定区域」において、百貨店、銀行、映画館、事務所、集合住宅など、自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築又は増築する場合、施設の設置者は、その敷地内又は周辺に、条例で定められた基準に従い算定した収容台数以上の自転車等駐車場を設置しなければなりません。

## 条例の適用区域は？

### 商業地域、近隣商業地域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域

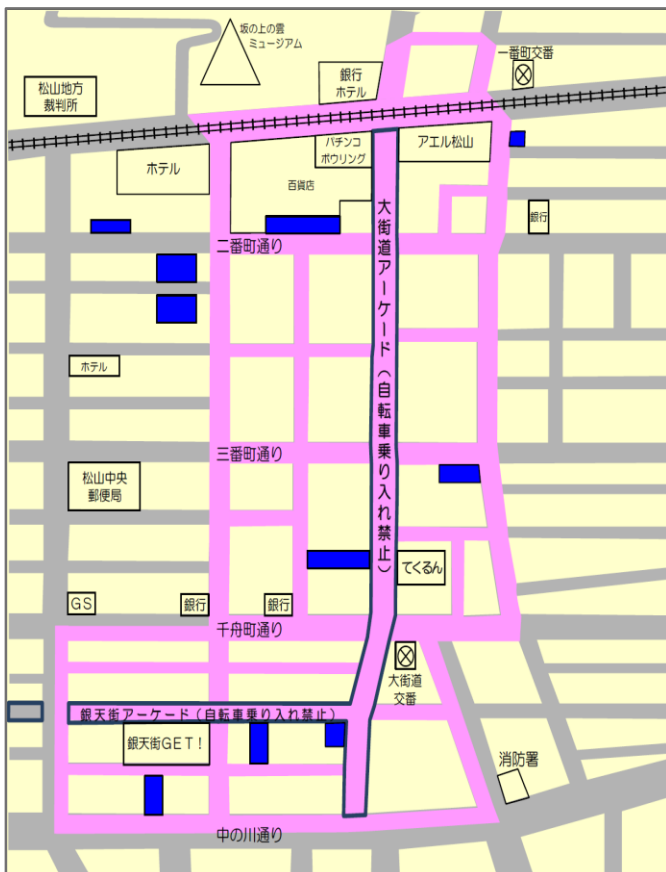
### 自転車等放置禁止区域

大街道・銀天街周辺、JR松山駅周辺

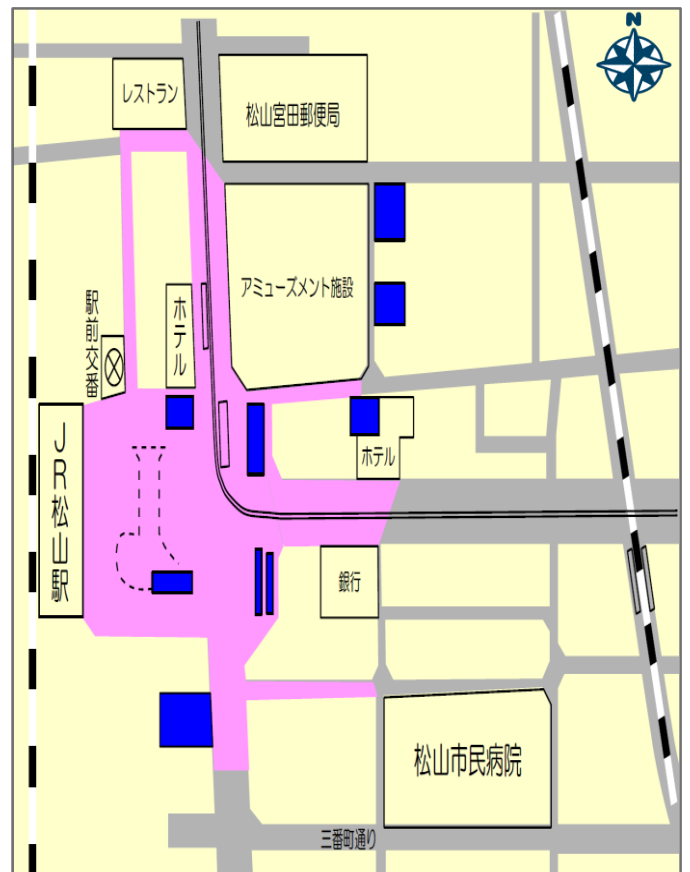
※施設が、指定区域と区域外の境界にある場合は、指定区域内に存する部分のみ附置義務の対象になります。

### 自転車等放置禁止区域(ピンク色の部分)

#### ● 大街道・銀天街地区周辺



#### ● JR松山駅周辺



## 対象となる施設は？

一定規模以上の施設を新築又は増築する場合は、附置義務の対象となります。

施設の用途	施設面積等（※）
百貨店、マーケット、飲食店、美容院、洋服店 など	400㎡以上
銀行、郵便局、図書館、ボウリング場、スポーツ施設、病院及び診療所 など	500㎡以上
遊技場、映画館、ぱちんこ屋、カラオケボックス、寄宿舍、下宿、塾、専修学校及び各種学校 など	300㎡以上
事務所及び官公署	1,400㎡以上
集合住宅	20戸以上

※ 施設面積の算定対象は、「専ら施設の利用者等の利用に供する部分」です。

## 必要台数の求め方は？

施設の用途に応じて、設置しなければならない自転車等駐車場の規模は変わります。

施設の用途	自転車等駐車場の規模
百貨店、マーケット、飲食店、美容院、洋服店 など	施設面積20㎡毎に1台
銀行、郵便局、図書館、ボウリング場、スポーツ施設、病院及び診療所 など	施設面積25㎡毎に1台
遊技場、映画館、ぱちんこ屋、カラオケボックス、寄宿舍、下宿、塾、専修学校及び各種学校 など	施設面積15㎡毎に1台
事務所及び官公署	施設面積70㎡毎に1台
集合住宅	1戸毎に1台

【5,000㎡を超える施設を新築又は増築する場合の緩和措置】

5,000㎡を超える部分の自転車等駐車場の規模は、算定した自転車等駐車場の規模に1/2を乗じて得た規模としま

## 原動機付自転車の収容台数

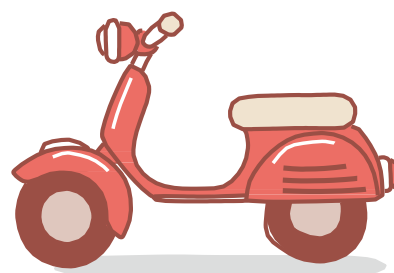
自転車等駐車場に収容すべき自転車等の台数のうち原動機付自転車の台数を **3割以上** 確保しなければなりません。

● 1,200㎡の診療所を新築する場合

1,200㎡ / 25㎡ = 48台 …… 総収容台数

48台 × 3 / 10 ≒ 14.4台 ∴ 15台 …… 原付用

48台 - 15台 = 33台 …… 自転車用



## 自転車等駐車場の区画の規模は？

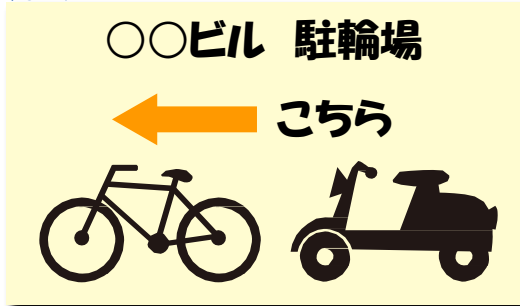
自転車等駐車場の区画の規模は、下のとおりです。  
ただし、ラック等を設置する場合は、ラックの数を基準とします。

駐車形態	自転車	原動機付自転車
平置き	幅0.6m × 奥行1.9m	幅0.8m × 奥行1.9m
ラック等	1基	1基

## 自転車等駐車場の位置等の表示

施設の利用者が利用しやすいように、自転車等駐車場の位置などを表示しなければなりません。

例 位置



例 利用方法

OOビル駐輪場（自転車・原付用）  
＜利用上の注意＞

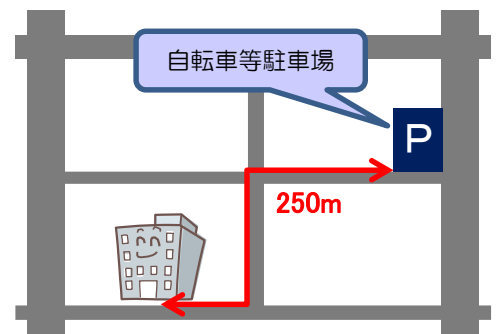
- 利用時間 ●：●●～●●：●●
- 枠内に正しくとめましょう。
- 敷地内は、自転車等を降りて通行しましょう。
- 自転車等を離れる時は、鍵をかけましょう。
- 長期間の駐輪はやめましょう。

【管理者】OOビル Tel：●●●（●●●）●●●●

## 自転車等駐車場の隔地設置

施設の立地や構造により、施設の敷地内に自転車等駐車場を設置できない場合は、敷地からの歩行距離がおおむね250m以内の場所に設置することができます。

また、自転車等駐車場を自己所有地に設置できない場合は、既存の民間駐輪場と定期契約した上で、自転車等駐車場として利用することができます。（契約書の写し等の提出が必要になります。）



## 自転車等駐車場設置の努力義務

施設の規模が小さいなど附置義務の対象とならない施設の設置者であっても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置する場合は、施設の利用者等のために自転車等駐車場を設置するよう努めなければなりません。



## 自転車等駐車場の管理はどうするの？

施設の設置者は、自転車等駐車を設置目的に沿うように管理し、自転車が道路上に放置されないようにするなど適正な管理をする必要があります。

## 条例に違反した場合は？

### 措置命令

- 市長は、条例の規定に違反した場合、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができます。

### 罰則

- 是正のための措置命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処されます。
- 自転車等駐車場の設置届出をしなかった者、職員の立入り検査を拒み、妨げ、忌避した者は、3万円以下の罰金に処されます。



## 手続きはどうするの？

届出等に関する手続きの流れは以下の通りですが、詳細については、担当窓口までお気軽にお問い合わせください。

建築物の新築又は増築

自転車等駐車場設置に関する事前相談

民間自転車等駐車場の設置（変更）に関する書類の提出

- ◆ 提出書類（3部必要です。次ページの「必要書類チェックリスト」をご確認ください。）

民間自転車等駐車場（設置・変更）届出書・民間自転車等駐車場調書・その他規則に定めるもの

受付後、民間自転車等駐車場届出書受付通知書（2通）の交付

建築確認申請書（正本、副本）に「民間自転車等駐車場届出書受付通知書」を1通ずつ添付してください。

工事完了に関する書類の提出

- ◆ 提出書類（2部必要です。次ページの「必要書類チェックリスト」をご確認ください。）

工事完了届

※完了検査実施後、駐車施設が適正設置と認められましたら、工事完了届 1部（副）をお返しします。

## 必要書類チェックリスト

手続きに必要な書類を、以下のチェックリストにより確認してください。  
なお、駐車ますの規模（幅及び奥行など）がわかるように、図面上に必要事項を記載してください。

### 民間自転車等駐車場の設置（変更）に関する書類の提出（正・副・控の3部必要です。）

- 民間自転車等駐車場(設置・変更)届出書（様式第14号）
- 民間自転車等駐車場調書（様式第15号）
- 付近見取図  
方位，道路，目標となる地物及び位置，並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
- 配置図  
縮尺，方位，敷地境界線，位置，駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
- 各階平面図  
縮尺，方位，間取，規模，各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
- 構造図（特殊な装置を用いる民間自転車等駐車場に限る。）
- 施設面積の面積計算表（集合住宅の用途に供する部分の面積を除く。）
- 民間自転車等駐車場の面積計算表（特殊な装置を用いる民間自転車等駐車場を除く。）
- その他市長が必要と認めるもの  
(1) 建築確認申請書の写し（建物用途が確認できること。）  
(2) 求積図（延床面積）  
(3) 民間自転車等駐車場の土地又は建物の使用についての権原を証する書類（隔地の場合に限る。）  
(4) 委任状（代理人が当該条例に関する届出，訂正，受領等の手続きをする場合）等

### 工事完了に関する書類（正・副の2部必要です。）

- 民間自転車等駐車場工事完了届出書（様式第16号）
- その他市長が必要と認めるもの  
完了検査申請書の写し（第三面）等

### お問い合わせ先

松山市 都市整備部 都市・交通計画課

T E L : 089-948-6421

F A X : 089-934-1807

E-mail : toshi-kou@city.matsuyama.ehime.jp

H P : <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/toshi-kou.html>